

町の財政事情

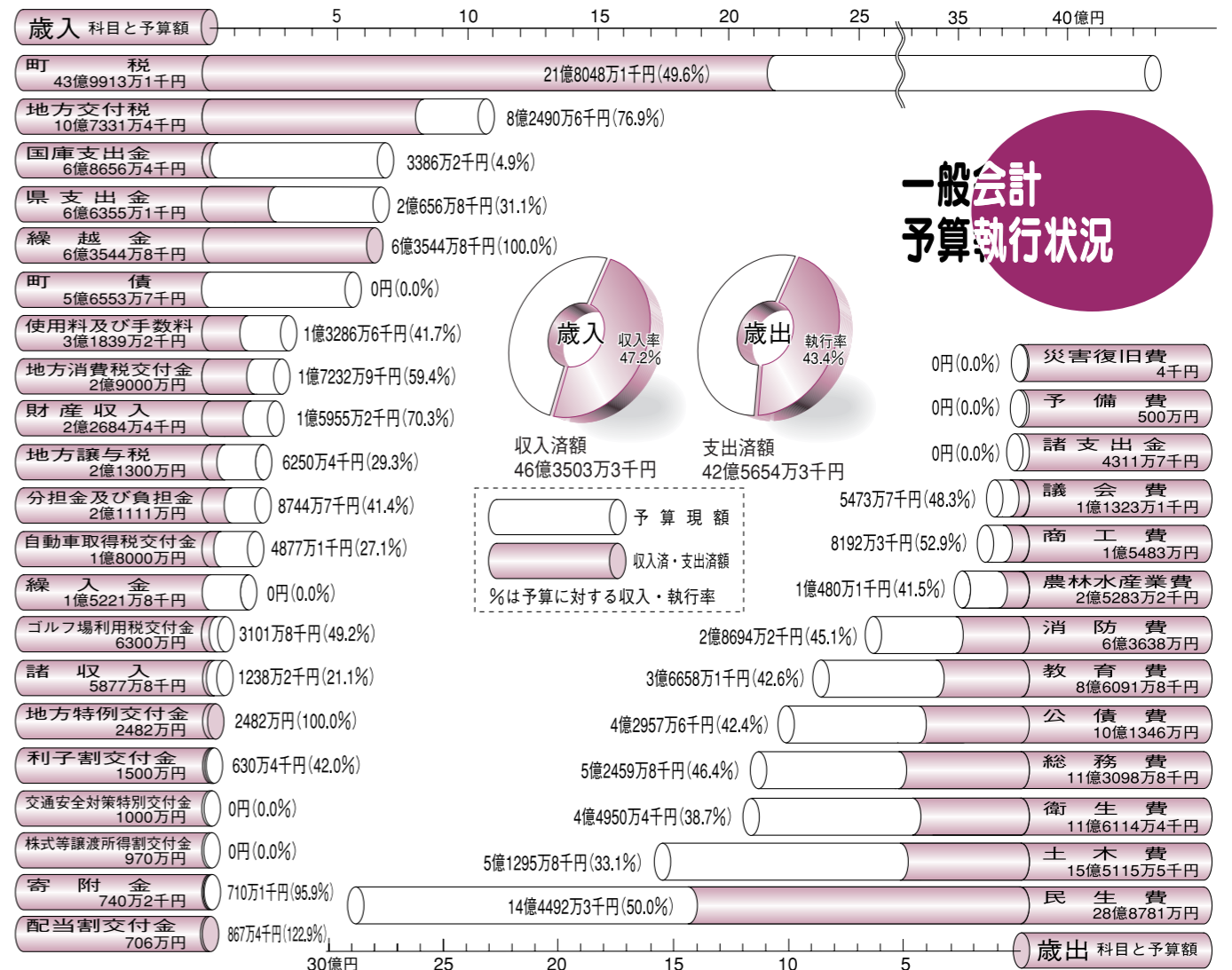
平成19年度上半期 (平成19年4月～9月)

町では、12月1日に平成19年度上半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政状況を皆さんに広く知っていただくために、6月と12月の年2回、定期的に発行しているものです。

一般会計予算の執行状況

9月末日の一般会計の執行状況は、下記のグラフのとおりです。予算現額は、98億1,086万9千円(前年度からの繰越予算を含む)で、収入済額は46億3,503万3千円、47.2%の収入率となっています。

収入済額の大半は、町税と地方交付税が占めています。これは、税の納付や交付税の交付が年度内に平均して行われるのに対して、国・県支出金や町債などは事業費の確定後に交付されることから、年度の下半期に集中するためです。支出済額は、42億5,654万3千円で43.4%の執行率となっています。土木費などの執行率が低いのは、支払いが工事完了後の下半期になる事業が多いためです。



特別会計予算の執行状況

区分	予算現額	収入済額	収入率%	区分	予算現額	支出済額	執行率%		
国民健康保険	38億190万2千円	16億3260万3千円	42.9	国民健康保険	38億190万2千円	16億6877万3千円	43.9		
老人保健	30億9062万5千円	14億555万4千円	45.5	老人保健	30億9062万5千円	11億3725万1千円	36.8		
下水道事業	10億4021万3千円	3億2984万9千円	31.7	下水道事業	10億4021万3千円	3億429万1千円	29.3		
農業集落排水事業	2億4989万8千円	3611万7千円	14.5	農業集落排水事業	2億4989万8千円	2124万4千円	8.5		
水道	収益的	8億8965万3千円	4億3399万9千円	48.8	水道	収益的	8億8610万4千円	2億3327万3千円	26.3
	資本的	4809万5千円	728万2千円	15.1		資本的	4億1959万7千円	7300万円	17.4
合計	91億2038万6千円	38億4540万4千円	42.2	合計	94億8833万9千円	34億3783万2千円	36.2		

問い合わせ/財務課 (☎581・2121内線323)へ。

平成20年度 個人住民税が 変わります

税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置

税源移譲による制度改正では、平成19年度の個人住民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が上がった分は、平成19年分の所得税(平成19年中の所得で計算)で減額調整され、「個人住民税」+「所得税」の負担は基本的に変わりません。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がからなくなってしまう場合、所得税で減額調整することができなくなります。

このような、平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整するため、減額措置が設けられています。

【対象者】平成18年分の所得税がかり、平成19年分の所得税がからない方(次の計算式(a)、(b)の両方に該当する方)で

- (a) 平成19年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税を除く) > 所得税との人的控除の差の合計額
- (b) 平成20年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税を含む) ≤ 所得税との人的控除の差の合計額

住民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

税源移譲に伴い平成19年分以降の所得税が減少することにより、所得税の住宅借入金等特別控除に控除しきれない額が生じた場合は、一定の事項を記載した申告書を提出することにより、平成20年度以降の町・県民税から、この控除しきれない額を控除できることとなります。

【対象者】平成11年から平成18年までに入居した方で、今回の税源移譲によって平成19年分以降の所得税額が住宅借入金等特別控除額より少なくなる方です。

地震保険料控除の創設

地震災害に対する自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な負担の軽減を図るために、地震保険料の控除が平成20年度課税分からできることになりました。

なお、控除額の算出は以下のとおりです。
支払った保険料×1/2(控除額(最高2万5千円))
※他に損害保険料控除の改正、老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了などがあります。また、今後の改正などにより変更となる場合もあります。

年金 あれこれ

源泉徴収票が送付されます

老齢の年金を受けている方に、社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が1月末までにお手元に届くよう送付されます。

源泉徴収票に記載されている平成19年中の支払額は、介護保険料を天引きする前の金額となり、実際の支払いとは異なりますのでご注意ください(記載されている介護保険料は社会保険料として源泉徴収税額の計算対象から控除されています)。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。

なお、2つ以上の公的年金等の支払者で扶養親族等申告書を出されている方は、確定申告を行う必要があります。また、源泉徴収で受けられなかった控除(生命保険料や医療費など)がある方は、還付を受けるために確定申告を行うことができます。送付された源泉徴収票を紛失された場合は、熊谷社会保険事務所へ再交付を受けられますのでご相談ください。

※遺族年金・障害基礎年金を受けている方は非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ/熊谷社会保険事務所(☎522・5211)または町民課(☎581・2121内線108・109)へ。

※熊谷社会保険事務所・町民課にお問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷社会保険事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつかない場合がありますのでご了承ください。